

自動車による魚介類販売業許可営業申請事項（別紙）

1 自動車の保管場所

申請者住所地 ・ その他（ ）

2 自動車の車台番号（車検証の写しがあれば、記載の省略可）

3 使用水の補給場所

申請者住所地 ・ その他（ ）

4 下処理を行う施設の所在地（許可施設は、許可証の写し添付）

営業届施設 （ ）

営業許可施設 （ ）

5 取扱品目

- （１） 鮮魚介類の頭部除去、鱗取り、内臓除去、殻むきを行う
- （２） （１）の処理を行ったものをカットし生食用として販売
- （３） （１）の処理を行ったものをカットし加熱用として販売
- （４） 調理、解体、加工を行わない

6 営業区域

徳島県下一円 ・ その他（ ）

7 給水・廃水タンクの容量

給水 （ L） 廃水 （ L）